

高知県れんけいこうち広域都市圏事業推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県れんけいこうち広域都市圏事業推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的及び交付対象事業)

第2条 県は、高知市と高知県内の市町村が形成するれんけいこうち広域都市圏（以下「圏域」という。）の取組を着実に推進し、もって県勢浮揚につなげていくことを目的として、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏の圏域外となった次項に定める市町村（以下「対象市町村」という。）が、れんけいこうち広域都市圏ビジョン（以下「ビジョン」という。）に基づき実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内において交付金の交付を行うものとする。

2 対象市町村は、東洋町、室戸市、北川村、奈半利町、田野町、梶原町、四万十町、黒潮町、四万十市、宿毛市、大月町、三原村及び土佐清水市とする。

(交付対象経費等)

第3条 交付対象経費、交付率及び交付限度額は、別表のとおりとする。

(事業費内訳表の提出)

第4条 対象市町村は、交付金の交付を受けようとするときは、知事の指定する日までに、別記第1号様式による事業費内訳表を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付の申請)

第5条 対象市町村は、交付金の交付を受けようとするときは、知事の指定する日までに、別記第2号様式による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定により交付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、交付金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

2 知事は、交付金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付金の交付決定額の変更)

第7条 対象市町村は、交付決定通知書を受領した後において、交付対象事業に関し次の各号に掲げるいずれかの事項に該当したときは、速やかに別記第3号様式による変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 交付事業の内容の重要な部分の変更又は補助事業に要する経費の配分等の変更。ただし、交付対象経費の20パーセント以内の軽微なものを除く。

(2) 前号の規定にかかわらず、前条の規定により知事から通知を受けた交付対象外経費に係る減額

(3) 交付事業の中止又は廃止

2 知事は、前項の変更交付申請書を審査し、適当であると認めたときは、交付金の変更

交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 交付金の目的を達成するため、対象市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付事業の執行に際しては、県が行う契約手続きの取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 交付事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 交付事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(実績報告書)

第9条 対象市町村は、翌年度の4月15日までに、別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の交付事業等実績報告書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

- (1) 別記第4号様式による収支決算書
- (2) 交付事業の実施状況を確認することができる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める資料

(文書の保管)

第10条 対象市町村は、交付事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(グリーン購入)

第11条 対象市町村は、交付事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 交付事業又は対象市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 9 月 17 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 8 条第 3 号から第 5 号まで、第 10 条及び第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第 3 条関係）

交付対象経費	交付率	交付限度額
<p>ア ビジョンに位置付けられ、当該ビジョンに基づき実施される取組のうち、「生活関連機能サービスの向上」の取組に加え、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」に資する取組に必要な事業に要する経費</p> <p>イ 圏域の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費</p> <p>※特別交付税に関する省令（昭和 51 年総務省令第 35 号）第 5 条第 3 号イに定める連携中枢都市圏構想の推進に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の対象となる経費に相当する経費に限る。</p> <p>※次の a から e までに規定する取組及び単独の連携市町村が全ての費用を負担している事業に係る対象経費については、対象外とする。</p> <p>a 国の補助金、地方債その他の特定財源及び特別交付税の算定項目の算定の基礎とした額</p> <p>b 地方自治体職員の給与又は給与に相当する経費</p> <p>c 事業内容に各市町村の連携や圏域として役割分担が見られず、当該事業の効果が圏域全体に波及すると認められない事業（例えば、各市町村が単独で実施するイベント等）</p> <p>d 重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator）との関連性が不明確と認められる事業</p> <p>e 圏域の形成前から実施している既存事業 ただし、既存事業であっても、次に掲げる事業に要する経費は対象とする。</p> <p>・圏域の形成前から広域的に連携して行っている</p>	<p>8/10</p>	<p>・定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付総務省第 39 号総務事務次官通知）に基づく圏域を形成する対象市町村 1,200 万円</p> <p>・上記以外の対象市町村 1,800 万円</p>

<p>事業であって、ビジョンに新たに位置付けた上で実施するものであり、かつ、当該事業の効果が圏域全体に波及するもの（例えば、広域的な医療連携、定住自立圏共生ビジョンに基づいて実施していた事業等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域の形成前は広域的に連携していなかった事業であって、当該事業内容の一部を変更して圏域の事業としてビジョンに新たに位置付けた上で実施するもの（例えば、従前は市町村単独で実施していた事業であって、圏域を形成後、各市町村で役割分担を行った上で、圏域全体に効果が生じるよう広域連携の仕掛けを追加した事業等） <p>※連携中枢都市圏を形成する市町村が定住自立圏を形成している場合は、連携中枢都市圏と定住自立圏の財政措置に重複が生じないように、算定額等について、按分等所要の調整を行うこと。</p>		
---	--	--